

徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第2条に規定する困難な問題を抱える女性並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(以下「困難な問題を抱える女性等」という。)への支援の充実に図るため、市町村及び民間団体(以下「団体」という。)が行う困難な問題を抱える女性等への支援に関する専門的又は先駆的な取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市町村及び次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 県内を主な拠点として活動している困難な問題を抱える女性等への支援活動を行っている団体であること。
- (2) 事業を開始しようとした時点(申請日)において、過去1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 補助金を交付することにより、現在実施している困難な問題を抱える女性等への支援活動が更に充実する見込みがある団体又は現在の支援活動を維持しつつ、新たな支援活動が展開できる見込みがある団体であること。
- (4) 一定の規約等を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
- (5) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (6) 政治上の主義若しくは施策、又は宗教上の教義を推進し、支持し、又はこれに反する活動を行っていないこと。

(交付の対象事業)

第3条 この要綱において対象となる事業は、徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業選考委員会設置要綱に基づき設置された選定委員会において選定された事業で、事業内容及び補助対象者は別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率又は補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要(様式第4号)
- (4) 団体の定款又は規約、役員名簿及び団体の過去1年間の活動がわかる書類(事業実績報告書及び収支決算報告書等)

(5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。

4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセントを超えない金額の増減とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的及び遂行に影響のない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 理由書

(2) 事業実施計画書

(3) 収支予算書

(4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（守秘義務）

第9条 補助事業者は、この事業の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 補助事業者は、この補助による事業に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（現地調査）

第10条 知事は必要に応じて、補助事業の遂行の状況に関し現地調査を行うことができる。

(実績報告書等)

第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 参加者の要望や実施の効果等の評価がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

5 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは補助金請求書に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第15条 規則第16条の補助金調書は、様式第11号による。

2 規則第16条の補助金調書及び帳簿並びに証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
徳島県DV被害者自立支援民間団体活用事業補助金交付要綱（平成22年6月25日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象事業名	事業内容	補助対象者
ステップハウス等運営事業	一時保護所退所後等において、自立できるまでの間支援するため、困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童等に住居を提供するなどの支援を実施する。	民間団体
心のケア・グループワーク事業	困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童の自立に向けたカウンセリングや心理的ケアを目的としたグループワークを両者に対して並行し継続的に行うなど回復に必要な支援を実施する。	民間団体
親子交流セラピー事業	危害を受ける恐れがなくなった困難な問題を抱える女性等に対し、様々な体験活動の中で、親子間のふれあいや、交流・情報交換を通じて、困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童の心理的ケアを行い、更なる自立に向けた支援を実施する。	民間団体
困難な問題を抱える女性等自立支援市町村広域連携等提案事業	困難な問題を抱える女性等の自立支援のため、市町村が民間団体との連携等により、又は、市町村の広域連携により、緊急避難場所の確保や退所後の自立支援等の取組を実施する。	市町村
民間団体提案事業	民間団体が困難な問題を抱える女性等への支援のために行う次の各号に掲げる効果的な取組に対して、支援を実施する。 (1) 訪問及び巡回等のアウトリーチ支援 (2) 居場所の提供 (3) 支援者のスキルアップ研修の開催 (4) 受講費用助成（DV加害者更生プログラム支援者養成研修等） (5) その他、困難な問題を抱える女性等への支援に効果的な取組	民間団体

別表 2

補助対象事業名	補助対象経費	補助率又は補助額
ステップハウス等 運営事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料	30万円を限度に知事が定める額
心のケア・グループワーク事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料	30万円を限度に知事が定める額
親子交流セラピー事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、賃金	30万円を限度に知事が定める額
困難な問題を抱える女性等自立支援市町村広域連携等提案事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料	30万円を限度に知事が定める額（千円未満切捨て）。ただし、補助金の額は当該事業に必要な経費のうちこの補助金の対象となる経費の1/2以内とする。
民間団体提案事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費）、役務費（通信運搬費、保管料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、負担金（研修の受講費用に係るものに限る。）	30万円を限度に知事が定める額

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔市町村にあつては、市町村名を記載し、
市町村以外の者にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載〕

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業
補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業
(事業)

2 交付申請額 金 円

3 事業の目的及び内容

4 補助事業完了予定年月日

5 関係書類

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要(様式第4号)
- (4) 団体の定款又は規約、役員名簿及び団体の過去1年間の活動がわかる書
類(事業実績報告書及び収支決算報告書等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

6 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

様式第2号(第5条関係)

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業実施計画書

1 補助事業名	年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業 (事業)
2 事業名(具体的な事業名を記入してください。)	
3 事業の概要(詳細な計画書、チラシ、パンフレット等の資料があれば添付してください。)	
4 事業の実施時期	
5 事業の目的及び効果	

ステップハウス等運営事業の場合に記入

6 開設場所(市町村名)	
7 開設時期	年 月 日から
8 受入可能世帯数	実 世帯
9 受入可能人員	実 人(同伴児童 人)
10 利用料金	
11 自立支援体制 (カウンセリングや相談支援等)	
12 住居の状況 (間取り、広さ、設備等)	※ 見取り図等がありましたら添付してください。
13 安全性、衛生面、 プライバシー	
14 関係機関との連携	
15 夜間の連絡方法	

様式第3号（第5条関係）

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業収支予算書

1. 収入

区 分		予算額	内 訳
①県補助金		円	
自己資金等	自己資金		
	寄付金		
	その他		
②小 計			
③合 計		円	①+②

2. 支出

区 分		予算額	内訳(単価×数量)	(円)
補助対象経費				
	補助対象経費	円	④小計	円
補助対象外経費				
	補助対象外経費	円	⑤小計	円
⑥合 計		円	④+⑤	

注1) 収入合計(③) = 支出合計(⑥) とすること。

注2) 経費の内訳欄で記入しきれない場合は、別紙を添付してください。

注3) 経費の積算根拠がわかるように記入してください。

注4) 委託料・使用料及び賃借料など、必要に応じて料金表や見積書などの資料を添付してください。

注5) ②のうち④の支出に充てるものがある場合は、その旨を注記してください。

団体概要

年 月 日現在

団体の名称	
団体事務局所在地 (連絡先電話番号)	〒
代表者氏名	
団体の概要 設立の趣旨 主たる活動分野・内容等	
団体の役員構成	
団体の会員数	年 月 日現在 人(男性 人、女性 人)
会員の資格	
発足年月日	年 月 日(発足総会等の年月日を記入)
年度年間予算額	円 内訳 年会費/人 円
過去3年以内に受けた補助金 及び助成金の有無	有(補助金名等) 無
これまでの主な活動・研究実績 (決算書、新聞記事等の資料 があれば添付)	
団体の活動が、徳島県のD V防止及び困難な問題を抱 える女性等への支援に与え る効果やどんな重要性を持 つかについて記入してくださ い。	

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

〔 市町村にあつては、市町村名を記載し、
市町村以外の者にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載 〕

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業
変更(中止・廃止)承認申請書

補助事業 ^{に要する経費の配分の変更} ^{の内容の変更} ^{の承認を受けたいので、徳島県困難な問題}
の中止(廃止)

を抱える女性等への支援サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業
(事業)

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- (1) 理由書
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

第 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔市町村にあつては、市町村名を記載し、
市町村以外の者にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載〕

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業
(事業)

2 補助金の交付指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 補助事業完了年月日

4 関係書類

- (1) 事業実施報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 参加者の要望や実施の効果等の評価がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

様式第7号（第11条関係）

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業実施報告書

1 補助事業名	年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業 （事業）
2 事業名（具体的な事業名を記入してください。）	
3 事業の目的	
4 事業の内容（事業に応じて、内容・回数、日程、講師や広報等を具体的に記入してください。チラシ、パンフレット、事業報告書等の資料があれば添付してください。）	
5 事業実施による具体的な効果や成果	

ステップハウス等運営事業の場合に記入

6 開設場所(市町村名)																																																							
7 開設時期	年 月 日から																																																						
8 利用料金																																																							
9 自立支援体制 (カウンセリングや相談等)																																																							
10 受入人数と期間	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>月</td> <td>日～</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> <tr> <td>延べ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>月</td> <td>日～</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> <tr> <td>延べ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>月</td> <td>日～</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> <tr> <td>延べ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人(同伴児童 人)</td> </tr> </table> <p>(うち、県内に住民票がある被害者世帯数 世帯)</p>	1	月	日～	月	日		実					人(同伴児童 人)	延べ					人(同伴児童 人)	2	月	日～	月	日		実					人(同伴児童 人)	延べ					人(同伴児童 人)	3	月	日～	月	日		実					人(同伴児童 人)	延べ					人(同伴児童 人)
1	月	日～	月	日																																																			
実					人(同伴児童 人)																																																		
延べ					人(同伴児童 人)																																																		
2	月	日～	月	日																																																			
実					人(同伴児童 人)																																																		
延べ					人(同伴児童 人)																																																		
3	月	日～	月	日																																																			
実					人(同伴児童 人)																																																		
延べ					人(同伴児童 人)																																																		
11 住居の状況 (間取り、広さ等)	※ 見取り図等がありましたら添付してください。																																																						
12 安全性、衛生面、 プライバシー																																																							
13 関係機関との連携																																																							
14 夜間の連絡方法																																																							

様式第8号（第11条関係）

年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業収支決算書

1. 収入

区 分		金 額	内 訳
①県補助金		円	
自己資金等	自己資金		
	寄付金		
	その他		
②小 計			
③合 計		円	①+②

2. 支出

区 分		金 額	内訳(単価×数量) (円)
補助対象経費			
	補助対象経費	円	④小計 円
補助対象外経費			
	補助対象外経費	円	⑤小計 円
⑥合 計		円	④+⑤

注1) 収入合計(③) = 支出合計(⑥) とすること。

注2) 民間団体は補助対象経費に係る支出をしたことを証明する団体あての領収書等(コピー可)を添付すること。

注3) ②のうち④の支出に充てるものがある場合は、その旨を注記してください。

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔市町村にあつては、市町村名を記載し、
市町村以外の者にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載〕

徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号で交付決定を受けた徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業補助金(以下「補助金」という。)について、徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業補助金交付要綱第11条第5項に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 徳島県補助金交付規則第12条に基づく確定額

(令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)

金 円

5 添付書類

(1) 3の消費税等仕入控除税額に係る確定申告書の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合には、その修正申告書等の写し)

(2) 3の消費税等仕入控除税額の積算内訳

(3) その他参考となる資料

6 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

様式第11号(第15条関係)

年度 徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業補助金調書

県			市 町 村 名()										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金 相 当 額	支出済額	うち補助金 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	うち補助金 相 当 額	
徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業 (事業)	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備 考

- 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。